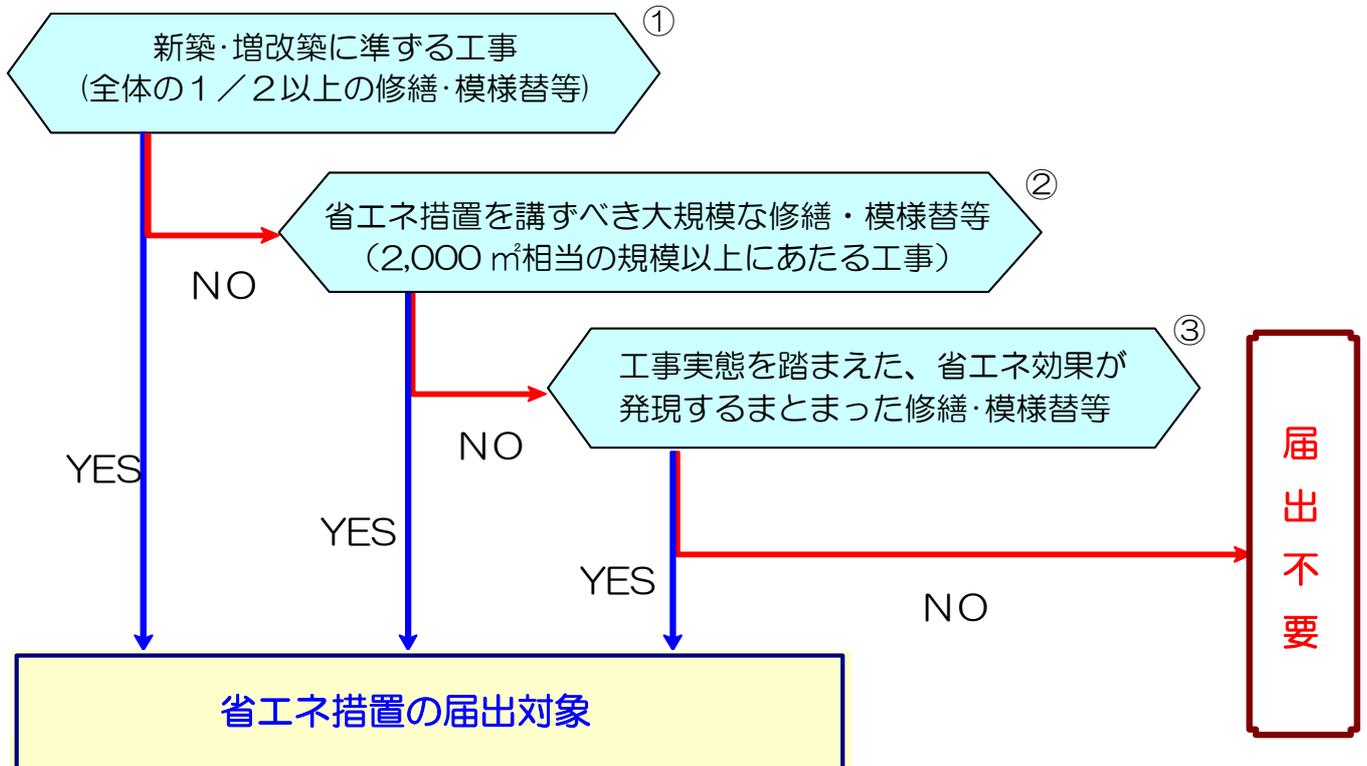


## 届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の範囲について

## 1. 届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模の考え方



※建築物ストック全体のうち特定建築物(2,000㎡以上)は原則省エネ措置

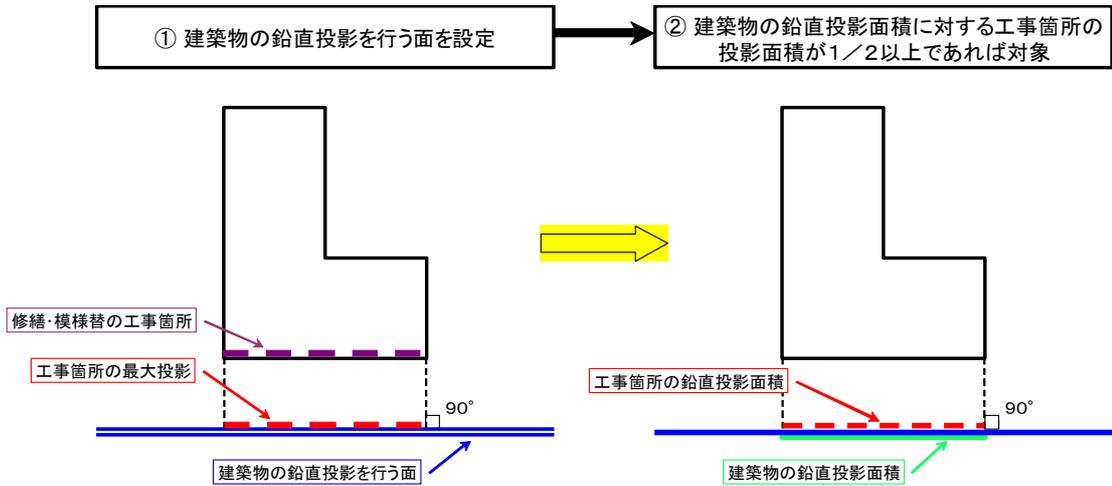
## 2. 届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

	全体の 1/2 以上の改修 ①	2,000 m <sup>2</sup> の標準的な規模 以上の改修 ②	工事实態を踏まえた規 模の改修 ③
屋根、壁、又は床			
屋根	修繕・模様替を行う屋根 の面積が屋根全体の 1/2 以上	修繕・模様替を行う屋 根・壁・床の面積の合計 が 2,000 m <sup>2</sup> 以上	—
床	修繕・模様替を行う床の 面積が床全体の 1/2 以上		—
壁	下記（※）参照		—
空気調和設備			
熱源機器（暖房用）	交換する熱源機器の定格 出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する熱源機器の定格 出力の合計が 300kW 以上	—
熱源機器（冷房用）	交換する熱源機器の定格 出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する熱源機器の定格 出力の合計が 300kW 以上	—
ポンプ（暖房用）	交換するポンプの定格流 量の合計が全体の 1/2 以 上	交換するポンプの定格流 量の合計が 900L/min 以上	—
ポンプ（冷房用）	交換するポンプの定格流 量の合計が全体の 1/2 以 上	交換するポンプの定格流 量の合計が 900L/min 以上	—
空気調和機	交換する空気調和機の定 格風量の合計が全体の 1/2 以上	交換する空気調和機の定 格風量の合計が 60,000m <sup>3</sup> /h 以上	1つの階に設置されてい る全ての空気調和機を交 換する場合
空気調和設備以外の換 気設備	交換する送風機の電動機 の定格出力の合計が全体 の 1/2 以上	交換する送風機の電動機 の定格出力の合計が 5.5kW 以上	—
照明設備	交換する部分の床面積の 合計が全体の 1/2 以上	交換する部分の床面積の 合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上	1つの階の居室に設置さ れている全ての照明設備 を交換する場合
給湯設備			
熱源機器	交換する熱源機器の定格 出力の合計が全体の 1/2 以上	交換する熱源機器の定格 出力の合計が 200kW 以上	—
配管設備	交換する配管の長さが全 体の 1/2 以上	交換する配管の長さが 500m 以上	—
昇降機		二以上の昇降機を交換す る場合	—

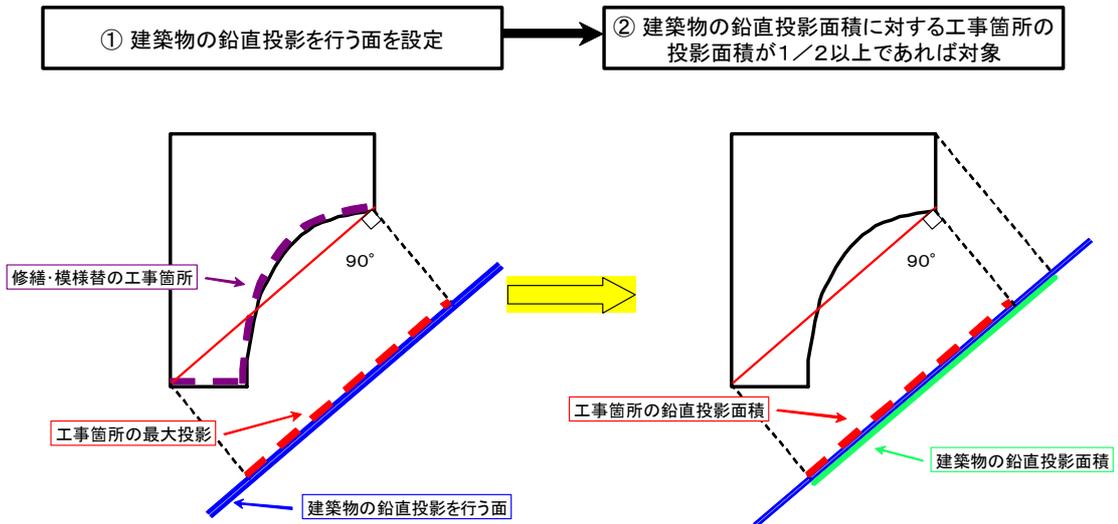
※ 修繕・模様替を行う壁の部分の鉛直投影面積が最大となる鉛直面を設定し、その鉛直面への投影面積が建築物全体のその鉛直面への投影面積の 1/2 以上となる場合を対象とする。

### 3. 修繕・模様替を行う壁の部分の鉛直投影面積の具体的イメージ

#### <具体的イメージ1>



#### <具体的イメージ2>



#### <具体的イメージ3>

